

(案)

大隅国有林の地域別の森林計画書
変更計画書

[平成26年12月変更]

(大隅森林計画区)

計画期間

自	平成25年	4月	1日
至	平成35年	3月	31日

九州森林管理局

変更する理由

植物群落保護林の設定に伴い、機能類型等を変更することから公益的機能別施業森林の変更を行う。

なお、本変更計画の効力は、平成27年4月1日より生じる。

目 次

別表 1

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の 機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3
① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森林	3
③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	4

II 計畫事項

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

2 土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区 分		森林の区域（林班）	面積（ha）	施業方法
総数			<u>19,414.32</u>	
市 町 村 別 内 訳	鹿屋市	2～8、10～27、30、138～141、 144～149、152～165、169	2,475.55	長伐期施業、複層林施業（択伐以外）、複層林施業（択伐）のいずれかにより、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能の維持増進を図る。
	垂水市	101～105、109、110、113～122、 124～132、135～137	1,778.81	
	曾於市	1109～1126、1132～1137、2113～2117、 2119、2137～2142	590.38	
	志布志市	2101、2103～2105、2107～2112、 2118～2137、2143～2150	1,158.83	
	大崎町	79	210.84	
	東串良市	78	169.73	
	錦江町	3003、3005～3008、3010～3015、 3017～3022、3024、3027、3029、 3034～3036、 3039～3046、3048～3058、3060～3064	1,858.32	
	南大隅町	3064、3065、3073、3074、3076～3083、 3085、3092、3093、3095～3127、 3131～3133	4,625.95	
	肝付町	29～34、 <u>42</u> 、37～70、76、1001～1004、 1007、1008、1010～1031、1033、 1036～1040、1042～1055、1057、1059、 1061、1062、1064～1066、1068～1071、 1076、1078～1089	<u>6,545.91</u>	

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区 分	森林の区域 (林班)	面積 (ha)	施業方法
総数		<u>4,347.17</u>	
市 町 村 別 内 訳	鹿屋市	19、27、138、139、146～149、 153～162、169	860.22
	垂水市	113～121、124～129、135～137	710.95
	曾於市		—
	志布志市	2101	17.61
	大崎町	79	210.84
	東串良市	78	169.73
	錦江町	3029、3034、3049～3056	310.64
	南大隅町	3073、3074、3077、3081～3083、 3098～3100、3103～3105、3107～3109、 3115～3117、3119～3123、3131、3132	1,233.82
	肝付町	39、41、 <u>42</u> 、47、48、1002、1007、 1038～1040、1042、1043、1046、1047、 1050、1059、1069、1070、1080～1082、 1085～1089	<u>833.36</u>